太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事

図面リスト	
図面番号	図　面　名　称
	意　匠　図
A-01	表紙・図面リスト
A-02	特記仕様書(1)
A-03	特記仕様書(2)
A-04	工事概要・付近見取図・配置図
A-05	仮設計画図(1)
A-06	仮設計画図(2)
A-07	仮設計画図(3)
A-08	現況　屋根伏図
A-09	改修後　屋根伏図

注記

変更	月．日		．	
	．		．	
	．		．	
	．		．	

工事名称
太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事

工事種別

校閲			担当	製図

図面名称
表紙・図面リスト

設計Ｎｏ．
―

設計年月日
令和8年10月

縮尺
1/100

ファイルＮｏ．

図面Ｎｏ．
A ／ 01

改修工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事名称　太子町立中学校体育館断熱パネル設置工事

2．工事場所　太子町立中学校（大阪府南河内郡太子町春日１４７９）

3．工事種目　A. 建築改修工事

4．工事内容　A. 断熱パネル設置工事　１式

工期　契約締結日の翌日～令和９年３月２６日

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．設計図書共通仕様　本工事は、図面、一般共通仕様書、並びに現場説明事項による他、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(最新版)」、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」による。
設計図書に万一差異の生じた場合は監督員の指示による他、優先順位を次の通りとする。
1．質疑回答書　2．現場説明事項　3．特記仕様書　4．設計図面　5．各種標準図
6．公共建築改修工事標準仕様書　7．公共建築工事標準仕様書

2．適用　特記仕様の取扱については、下記による。
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	① 工事内訳明細書	(1) 請負者は 請負契約締結時に工事内訳明細書を提出し、監督員の査定を受けること。 (2) 工事内訳明細書には 使用する資材の数量・単価は勿論 工事手間には人工数・単価等を明確に記載し、以後設計変更その他全てこの明細書に基づき精算を行なう。 万一、明細書と実数が相違していた場合があっても、その金額は全数値を示すものとして取扱う。 (3) 図中納り上不具合な個所 又は 明記なき場合に技術上当然必要な場合、又は軽微なる変更は 監督員の指示を受け施工し、請負金額の増減は一切行なわない。
	② 関係官公署その他手続き	本工事実施に関係のある法令、条例及び規制等を遵守し、必要な官公署等への届出手続き等は全て費用負担の上遅滞なく請負者にて行なうこと。(消防、下水道、水道、電力、ガス、通信、コリンズ等) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) 「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(アスベスト関連)
	③ 工事担当者	請負者は現場代理人及び現場主任者、同係員の住所、氏名、資格、経歴等を書面にて提出すること。監督員は上記の者がその職務に不適当と認めた場合この更迭を求めることができる。
	④ 施工計画・工程表	工事に先立ち施工計画書を作成し、工事工程表と共に提出し、監督員の承諾を得ること。
	⑤ 施工図・型板	工事に必要な施工図(原寸図を含む)及び型板は、請負者にて作成し、監督員の指示を受けること。
	⑥ 建築材料・機器等	仮設工事用の機器・材料を除いて、すべて所定の品質を有する新品とする。ただし、特記によるものはこの限りではない。所定の品質確保のため、定められた検査を行い合格したものを使用する。設計図書にＪＩＳ及びＪＡＳによると定められている場合は、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示があるもの、またはそれぞれの規格証明書を添付された機器・材料とする。機器・材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質の機器・材料とする。色及び柄は、特記または監督員の指示による。特記がある場合、又は監督員が指示する機器・材料については、材質、仕上の程度色合等の見本を提出し、監督員の承諾を受ける。又、材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は監督員の承諾を受けること。 尚、監督員の指示した建築材料・製品のＭＳＤＳ・認定書等 及び 搬入写真・出荷証明書等を提出すること。
	⑦ 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 また、大臣認定等を受けたものについては、その認定条件による仕様とする。
	⑧ 材料検査	一切の材料は全て各規準に合格したもの、及び監督員の検査を受け合格したものを使用し、材料中試験を要するものは、公的試験所及び監督員の承諾した試験所にて試験を行い、結果報告書を提出すること。尚、試験に要する費用は全て請負者の負担とする。
	⑨ 騒音・振動の防止	「低騒音型、低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。
	⑩ 工事日報・出面	毎日各職出面を詳細に監督員に報告協議し、工事進行を計ること。又、工事進行状態を示す工程表、材料の入荷状況、天候、寒暖の状況を示す工事日報を提出すること。 尚、毎月１回所定の工事月報に状況写真等の資料を添付し、監督員の承諾を得て提出すること。
	⑪ 工事写真	着工より竣工までの工事の進行状態を示す工事報告写真(サービス版以上、カラー)を各工事毎 及び 監督員の指示の時に １部 工事写真帳(A4版)に整理の上提出すること。使用材料については搬入毎に撮影し、ＪＩＳ、ＪＡＳ等使用の材料についてはそれを証明出来る様に印刷またはシール等を撮影すること。 隠蔽部分特に基礎関係は、砕石(転圧状況等)幅・厚み、基礎鉄筋施工状態、コンクリート打設後の出来高幅・厚み等が確認出来る様に撮影すること。 尚、竣工引渡時には「ネガ」又は「データ」と共に提出すること。
	⑫ 工事記録の提出	監督員が指示した事項または、監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出すること。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	⑬ 完成図等	(1) 工事関係書類等 工事竣工引渡時に 完成図、施工図、保全に関する書類 及び 工事関係書類等を提出すること。(全て１部) (2) 竣工写真 （ ※ 必要 ・ 不要 ） 竣工写真(キャビネ版以上、カラー)は、外観・室内各室共 専門家により撮影し、１部 アルバムに整理の上提出すること。尚、詳細については監督員の指示による。
	⑭ 保証	工事竣工後２ヵ年間は保証期間とし、この間に生じた材料の不良及び狂い、雨漏り個所、その他施工不良個所は無償にて修理をなすこと。 尚、保証年限の起算日は、契約竣工日の翌日とする。
	⑮ 機器保証書関係	機器保証書については、取扱い説明書と共に ファイルに整理の上提出すること。
	16. 設備工事との取合	施工範囲　鉄筋コンクリート部分の貫通孔、開口部、スリーブ等の補強 壁、天井の仕上材、下地材の切込み 及び 下地材の補強 自動閉鎖装置等の取付部分の切込み 及び 補強 駆動装置が電動による建具類等の ２次配線 及び 操作スイッチ 設備機器の位置、取合等の検討できる施工図を作成し、監督員の指示を受けること。
	⑰ 支給物品	※ 無し ・ 有り （ ・ 図示 ・ 別紙支給物品リスト ）
	18. 設計地盤面	※ 図示 ・ 設計ＧＬ＝ ただし、詳細については監督員立会いの上決定する。
	⑲ 現場取締り	請負者は場内に於ける風紀、衛生を取締り、その他常に場内を整理整頓し、火災その他 事故防止について万全を期すること。
	⑳ 安全対策	工事現場内 及び 周辺道路に於ける安全に充分注意すること。尚、道路その他施設を破損した場合は、請負者が費用負担の上速やかに現況に倣い復旧すること。 (発生材処分共)
	㉑ 苦情処理	工事中第三者に与えた損害 及び 工事現場周辺居住者等からの苦情については、請負者の責任に於いて速やかに解決し、発注者 及び設計者、監理者に責任は無きものとする。
	㉒ 火災保険	本工事施工に際し、その出来高に相当する額の火災保険(保険期間：工期+1ヶ月、被保険者：発注者)を附し、保険契約締結後その証券を発注者に引渡すこと。 尚、建設工事保険・組立保険等総合保険に加入している場合は、保険証の写し及び保険金受取人を発注者とした保険会社発行証明書を提出すること。
	㉓ その他保険	この工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償 ⊙ 請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償 ⊙ 法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険
	㉔ 建設業退職金共済制度	「建設業退職金共済制度」の主旨を理解し、建設現場毎にその証紙を購入し、契約締結後１ヵ月以内に「退職金掛金収納書届」を提出し、現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の指定標識を掲示すること。
	㉕ 工事実績情報の登録	請負者は、工事請負金額 500万円以上の工事を受注した場合、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後(財)日本建設情報総合センターに提出、登録すること。 (1) 工事請負金額 2500万円以上の工事カルテの登録については、受注時契約締結後10日以内に、登録内容変更時には変更のあった日から10日以内に、完成時には完成後10日以内に行なうこと。但し、変更時と完成時との期間が10日に満たない場合は、変更時提出を省略できるものとする。 (2) 工事請負金額 500万円以上 2500万円未満の工事カルテの登録については、受注時のみ契約締結後10日以内に行なうこと。但し、変更契約によりCORINS登録工事請負金額に対し５割以上の変更が生じた場合、工事完成時に訂正手続きを行なうものとする。
	㉖ 施工体制台帳	施工体制台帳及び施工体系図等の作成については、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って行ない、施工体制台帳の写しを監督員に提出すること。又、施工体系図は当該工事現場に掲示すること。
	㉗ 工事の下請け及び 原材料購入について	工事の一部を下請けさせる場合 及び 原材料を購入する際は、地元産業の振興と町内業者の育成のため できる限り町内業者へ発注するように配慮すること。
	㉘ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3) 及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品

章	項目	特記事項
①一般共通事項	29. シックハウス症候群対策	ホルムアルデヒド・VOC(揮発性有機溶剤)等の放散量を最小限とするために、建材施工材(接着剤、塗料等)の工程管理に留意し、作業中は室内の通風、換気を充分に行いホルムアルデヒド・VOC等の空気中濃度の低減を計ること。 又、工事竣工後に於いても建物の引渡しを終えるまでの間は 室内の通風、換気を充分に行うこと。
	30. 揮発性有機化合物の室内濃度測定	施工完了後、監督員の指示した室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値未満であることを確認し、報告書を提出すること。 防水改修工事 ＜対象物質＞ ・ ホルムアルデヒド ・ トルエン ・ キシレン ・ スチレン ・ エチルベンゼン ・ アセトアルデヒド ＜採取箇所数＞ 室内(必須)： 0 室 外気： 0 箇所 （合計： 0 箇所） ＜採取条件＞ 厚生労働省マニュアルによる。アクティブ法、１箇所２回測定 ＜測定方法＞ 厚生労働省マニュアルによる。 ホルムアルデヒド：DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法 揮発性有機化合物：固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/過熱脱着法 及び 容器採取法とｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ/質量分析法の組合せによる。 ＜測定者＞ 計量証明事業登録専門事業者
	㉛ 発生材の処理	1. (1) コンクリート (2) コンクリート及び鉄からなる建設資材 (3) 木材 (4) アスファルトコンクリートは 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）により処理し、その他のものは中間処理又は最終処理施設に搬入処理を行なうこと。 2. 請負者は収集運搬及び処分を委託する場合は、請負者と収集運搬業者間との契約及び請負者と処分業者間との２者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は請負者の責任において マニュフェストシステム により適正に行なうこと。 3. 請負者が排出業者とならない場合にあっても、当該工事に伴い発生した全ての廃棄物は、原則として請負者の責任において適正に処理を行なうこと。 4. 処分方法の特記なきものについては、場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理を行なうこと。
	㉜ その他、施工条件等	1. 工事に伴い図示なき障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告、協議の上施工すること。 2. 工事に伴う地元協議等がある場合は、その内容を理解、尊重し施工すること。 3. 本工事期間中学校の授業等で体育館を使用するための安全に充分配慮し施工を行い学校運営にしようが無いようにすること。また、体育館では別の工事を行うため作業の調整は監督職員と入念に行うこと。
②仮設工事	① 仮設計画	工事に先立ち現場及び周辺状況を確認し、仮設計画図を作成の上監督員の承諾を得ること。
	② 足場その他	内部足場　種別 ・ きゃたつ、足場板等 ・ 外部足場　種別 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 防護シートによる養生 ※ 行う ・ 行わない 材料、搬出材等の運搬 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ⊙ E種
	3. 養生	既存部分の養生 ・ ビニルシート等 ・ 既存家具等の養生 ・ ビニルシート等 ・ 固定家具等の移動 ・ 行わない ・ 行う（図示）
	4. 仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別 種別 / 下地 / 仕上材（厚さ mm） / 充てん材 / 塗装 ・ A種 / ・ ＬＧＳ / ・ 合板（ ・ 9.0 ・ ） / ・ 無し ・ B種 / ・ 木下地 / ・ 石膏ボード（ ・ 12.5 ・ ） / 厚さ mm / ・ 片面 ・ C種 / 単管下地 / 防炎シート 仮設扉 / ・ 木製扉 / ・ 合板貼程度 / ・ 無し ・ 鋼製扉 / ・ 片面フラッシュ程度 / ・ 有り
	⑤ 監督員事務所	・ 構内に設置する ・ 既存建物内の一部を使用する ⊙ 設けない 規模 ： 10㎡程度 備品等の種類及び数量は現場説明書による他、監督職員との協議により決定する。
	⑥ 工事用水	・ 敷地外から ⊙ 構内既存の施設 ※ 利用できない ⊙ 利用できる（⊗ 有償 ・ 無償）
	⑦ 工事用電力	・ 敷地外から ⊙ 構内既存の施設 ※ 利用できない ⊙ 利用できる（⊗ 有償 ・ 無償）
	⑦ 交通誘導員	・ 常駐 名（資材搬入時等において必要に応じ増員のこと） ⊙ スポット １２ 名程度

章	項目	特記事項
３内装改修工事	1. 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ・ 図示の範囲
	2. 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去 ※ 仕上げ材のみ(接着剤とも) ・ 下地モルタル共(※ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て) 合成樹脂塗り床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒工法 改修後の床の清掃範囲 ※ 改修箇所の室内 ・
	3. 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ 図示 ・ モルタル塗り（塗り厚25㎜を超える場合の補強 ※ 行う ・ 行わない）
	4. 木下地等	木材の品質 ※ 改修標準仕様書6.5.2による ・ 市販品 代用樹種 ※ 改修標仕表6.5.4による ・ 代用樹種を適用しない箇所（ ） 保存処理木材を適用する箇所（ ）
	5. 集成材等	品名 / 規格・品質 / 芯材の種類 / 化粧単板の樹種 ※ 集成材 / ※一般材 / ・たも・なら・しおじ ・ 構造用集成材 / ・1級・2級 / ・ ・ 造作用集成材 / ・1級・2級 / ・ ・ 化粧ばり造作用集成材 / ・1級・2級 / ・ / ・ ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
	6. 接着剤	接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 ※ 木工事に使用する接着剤 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤(以下、「ユリア樹脂等」という。)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種 ※ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、壁紙施工用でんぷん系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
	7. 防腐、防蟻処理	行う箇所（ ※ 図示 ） 防腐処理 ※ 行う（ ※ 図示 ・ ） 防蟻処理 行う（ ※ 図示 ・ ） 防腐、防蟻処理の種類、品質 表面処理用木材保存剤(防腐・防蟻剤)は監督員の承諾するものとする。
	8. 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床 下張り用床板：※ 無し / ・ 有り（※ 合板張り / ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種 / ・ 板張り） 床板：※ 単層フローリング（共仕19 5.2による） / ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種 ・ 化粧複合フローリング / ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種 ・ 縁甲板 / ※ ひのき ・ 製造所（単層フローリング）： 天龍木材、藤島林産、北海道パーケット工業 （化粧複合フローリング）： ウッドワン、天龍木材、北海道パーケット工業 （縁甲板）：
	9. 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内 ： ・ 19型 ・ 25型 ・ ふところ補強（1.5m以上） 屋外 ： ・ 19型 ・ 25型 ・ ふところ補強（1.0m以上） 既存の埋込インサート ・ 使用する ・ 使用しない あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う ・ 行わない 耐震補強 ・行う（図示） 屋外軒天井及びピロティ天井補強 ※ 図示 製造所 ： オクジュー、森村金属、桐井製作所
	10. 軽量鉄骨壁下地	・ 65形（H≦4.0m） ・ 90形(4.0m＜H≦4.5m) ・ 100形(4.5m＜H≦5m) ・ 75形（H≦4.0m） ・ 50形（H≦2.7m 片面貼り） スタッドの高さが5mを超える場合 ※ 図示 スタッドは、特記なき限りスラブ又は梁下まで到達させること 製造所 ： オクジュー、森村金属、桐井製作所
	11. ビニル床シート張り	種類(JIS記号・呼称) / 色柄 / 工法 / 厚さ(mm) / 備考 ・ ＦＳ / ・無地・柄物 / ※耐湿 ・一般 / 2.0 ・ ＦＳ防滑性 / ・無地・柄物 / ※耐湿 ・一般 / 2.0 / 抗菌性(防汚・消臭) ・ ＨＳ / ・無地 ・柄物 / ※耐湿 ・一般 / 2.8 ・ ＨＳ防滑性 / ・無地 ・柄物 / ※耐湿 ・一般 / 2.8 ・ 防滑性階段用 / ・無地 ・柄物 / ※耐湿 / 2.5 ・ 腰壁シート / ※無地・柄物 / / 1.0 / 防汚・消臭・防カビ 継目処理工法 ※ 熱溶接工法 ・ 突付け（施工箇所： ） 製造所 ： 東リ、タジマ、ロンシール工業
	12. ビニル床タイル張り	種類 / JISの記号 / 厚さ(mm) / 備考 ※ コンポジションビニル床タイル(半硬質) / KT / ※ 2.0 ・ コンポジションビニル床タイル(軟質) / KT / ・ ・ ホモジニアスビニル床タイル(単層) / TT / ・ ・ ホモジニアスビニル床タイル(複層) / FT / ・ 製造所 ： 東リ、タジマ、ロンシール工業
	13. 帯電防止ビニル床タイル張り	種類 / 厚さ(mm) / 性能 ※ コンポジションビニル床タイル / ※ 2.0 / 体積抵抗値(JIS K 6911による) ・ ホモジニアスビニル床タイル / ※ 4.0 又は4.5 / $1.0\times10^{9}\Omega$ 以下、または、漏えい抵抗値(JIS A 1454による) ・ / / $1.0\times10^{10}\Omega$ 未満 製造所 ： 東リ、タジマ、ロンシール工業

注記

変更	月．日			
	．		．	
	．		．	
	．		．	

工事名称：太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事

工事種別：

Amax

校閲			担当	製図

図面名称：特記仕様書(1)

設計Ｎｏ．：―

設計年月日：令和8年10月

縮尺：1/100

ファイルＮｏ．：

図面Ｎｏ．：A ／ 02

6 コンクリート工事

8. マスコンクリート

適用箇所 [8．10．2]
・図示（ ） (6．13．1)

セメントの種類
・中庸熱ポルトランドセメント (6．13．2)
・低熱ポルトランドセメント
・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種
・普通ポルトランドセメント
・シリカセメント

混和材料
・混和剤
混和剤の種類 (6．13．2)
※標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による
・
・混和剤
混和剤の種類
※標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による
・

スランプ
※15cm (6．13．2)
構造体強度補正値 ・ ※標準仕様書6.13.1による

9. 無筋コンクリート

コンクリートの種類 ・ ※普通コンクリート
設計基準強度
※18N/㎟ [8．11．1]

スランプ
※15cm又は18cm [8．11．1]

セメントの種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種 [8．11．1]
又はフライアッシュセメントA種
・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種

適用箇所
・図示（ ） [8．11．1]

10. 流動化コンクリート

適用箇所
・図示（ ） (6．15．1)

11. 打継ぎの位置、打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地

打継ぎの位置
※標準仕様書6.6.4(1)による ・図示 (6．6．4)(6．8．1)

目地寸法
・標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)による ・図示

ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法

12. 構造体コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6．8．1)
[8．1．4]

種 別	適 用 箇 所
・A種	
・B種	
・C種	

コンクリートの仕上りの平たんさ [8．1．4]

種 別	適 用 箇 所
・a種	
・b種	
・c種	

14. 打増し厚さ（打放し仕上げ部）

・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
・20mm [8．7．8]

・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm ・20mm

15. 型枠

せき板の材料及び厚さ
・合板(※12mm ・) [8．2．7]
・

・断熱材を兼用した型枠材
使用箇所 ・図示 (6．8．2)[8．2．7]

・MCR工法用シート
使用箇所 ・図示 (6．8．2)
打増し厚さ ・20mm ・
打増し範囲 ・図示

スリーブの材種及び規格等
※改修標準仕様書表8.2.6による [8．2．7]
円形スリーブ（溶解亜鉛めっき鋼板）は、簡形の両側を外側に折り曲げてつばを設ける。
硬質ポリ塩化ビニル管は、防災区画を貫通する場合には使用しない。

16. 型枠の加工及び組立

シアコネクタをセパレーターとして使用 [8．7．8]
使用箇所 ・図示（ ）

17. コンクリートの打込み工法等

コンクリートの打設工法の種類 [8．21．8][8．23．5]

補 強 工 事	工 法 の 種 類	適 用 箇 所
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示（ ）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての増設壁 ・図示（ ）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての増設壁 ・図示（ ）
	・	・図示（ ）
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法）	・工法指定なし	・全ての柱補強部分 ・図示（ ）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	・全ての柱補強部分 ・図示（ ）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	・全ての柱補強部分 ・図示（ ）
	・	・図示（ ）
・門柱新設工事	・工法指定なし	
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ),(2)	
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ),(3)	

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等
柱頭及び柱脚の隙間の寸法 [8．23．6]
・図示（ ）

柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠
・発泡プラスチック保温材等を埋込む
・

既存柱外周部あと打ちコンクリート又は構造用モルタルの厚さ
・図示（ ）

補強後の仕上げ
・図示（ ） [8．23．7]

7 土工事及び地業工事

1. 建設発生土の処理

※構外に搬出し適切に処理する。運搬費及び処理費は別途とする。 (3．2．5)
・構内指定場所にたい積
・構外指定場所に搬出

所在地	備考

2. 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土
・A種 適用場所（ ） [8．28．3]
・B種 適用場所（ 基礎周囲 ）
・C種 適用場所（ ） 土質（ ） 受渡場所（ ）
・D種 適用場所
・材料（ ） 工法（ ） 適用場所（ ）

3. 山留めの撤去

鋼矢板等の抜き跡の処理 ※直ちに砂で充填する
山留めの存置 [8．28．3]
・行う （存置範囲 ※図示（ ））
・

4. 杭地業

支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端位置含む。）
・図示（ ） [8．2．15][8．28．4](4．3．8)

杭の材料、工法、寸法、施工方法等
・図示（ ） [8．2．15][8．28．4]

・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法
・図示（ ） [8．28．4]

・杭の継手の箇所数、材料、工法等
・図示（ ） [8．2．15]

・杭の溶接継手
技能資格者の技量 ・図示（ ） [8．28．4]
溶接部の確認 ・図示（ ）

・杭頭の処理
・処理しない [8．28．4]
・処理する
処理方法
・図示（ ）

・杭頭の中詰め材料
・基礎のコンクリートと同調合のもの (4．3．7)

杭の精度
水平方法の位置ずれ ・100mm以下 [8．28．4]
杭の傾斜 ・1/100以内

記録する施工状況等
・図示（ ） [8．28．4]

5. 砂利地業

材料
※再生クラッシャラン [8．2．15][8．28．4]
・切込砂利
・切込砕石

砂利厚さ
※100mm [8．2．15]

施工範囲
※基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
・図示（ ）

6. 捨コンクリート地業

捨コンクリートの厚さ
※50mm [8．2．15][8．28．4]

コンクリートの種類 ※普通コンクリート

施工範囲
※基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下
・図示

スランプ ※15cm又は18cm

⑧ 環境配慮改修工事

1. ｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査

分析による確認 ・行う（下表による）

材 質	調査方法	1材料あたりの試料数
外壁・軒裏	・定性分析（ JISA1481-1 ）	※定量分析（※3 ・ ）
塗装材	・定性分析（ ・ ）	※定量分析（※3 ・ ）
	・定性分析（ ・ ）	※定量分析（※3 ・ ）
	・定性分析（ ・ ）	※定量分析（※3 ・ ）

定性分析は厚生労働省通達H17.6.22付基安発第0622001号「建材中の石綿含有率分析方法」(以下「分析方法」という。)に基づく定性分析まで行う。定量分析は分析方法に基づくエックス線回折分析法による定量分析を行う。(ただしH8.3.29付基安発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」による分析は行わないこと)

2. ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事

吹付けアスベストの施工数量調査 ※ 行う ・行わない
アスベスト粉じん濃度測定 ※ 行う ・行わない
表9.1.1及び表9.1.2による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。
除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。
吹付けアスベストの除去範囲の家具等及び設備機器
・劣化、損傷によりたい積したアスベスト除去を行う。 除去範囲、除去方法は図示
・養生内の電灯設備等の取外し、撤去を行う。 除去範囲、除去方法は図示
吹付けアスベストのアスベスト処理後の機能回復のための工事 ・図示 ・なし
※吹付外装材の下地調整材のみに含有が認められるため、レベル3での処理とする。

3. ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の処理工事（レベル2）

一般事項
関係法令、都道府県の条例等を遵守し、必要な官公署手続き及び処理工事作業を行う。
9.1.2(a)(i)及びアスベスト含有保温材等の種別の確認
アスベスト粉じん濃度測定 ※ 行う 測定室 ・図示
表9.1.1及び表9.1.2による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。
設備配管の保温材の撤去 ・ 行う 図示

4. ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板の処理等（レベル3）

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材料名(製品名)	含有するアスベストの種別	含有率	処理を行う範囲
上記8－1の測定にてアスベスト含有が確認されたもの全て	※図示 ・各撤去図参照		

施工調査 ※ 行う

⑤ 外断熱改修工事

断熱材の種類

材料名	厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム(ノンフロン) ・ロックウール	
・硬質ウレタンフォーム(ノンフロン) ・フェノールフォーム	
・押出法ポリスチレンフォーム(ノンフロン) ・グラスウール	

外装材の種類

	防火性能
・	

既存外壁の仕上材の撤去 ・有り ・なし
下地面の清掃及び下地調整 ※ 断熱材製造所の指定する仕様
・
通気層 ・有り（ mm） ・なし
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督員の承諾を受ける
特記無き事項は、製造所の仕様による。
・図示のとおり

6. ガラス改修工事

複層ガラスの厚さ 建具表による
断熱性・日射遮へい性による区分 ※ U3－1 ・ U3－2

7. 屋上緑化改修工事

システムの種類 ・ 管理型 ・ 省管理型
その他特記事項は図示
複層ガラスの厚さ 建具表による
質量の上限値（ ）kg/㎡

8. 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修工事

路盤材料 ※ 再生クラッシャラン（RC－40）
・ クラッシャラン（C－40）又はクラッシャランスラグ（CS－40）
透水性の高いものを使用する
遮断層及び凍上抑制層の材料
・遮断層 ※ 川砂、海砂又良質な山砂 ・
厚さは図示
・凍上抑制層 ※ 再生クラッシャラン ・ クラッシャラン 切り込み砂利 ・ 砂
厚さは図示
盛り土に用いる材料 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種
路床安定処理
※ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
・ 高炉セメント B種
・ 生石灰（ ） ・ 消石灰（ ）
添加量 kg/㎥（目標CBR ※5以上 ・ ）
路床土の支持力比試験 ※ 行う（ ※ 乱した土 ・ 乱さない土 ）
路床締固めの度の試験 ※ 行う
アスファルト混合物 車道部 ※ 改質アスファルトⅠ型
歩道部 ※ ストレートアスファルト
透水性舗装 アスファルト混合物の抽出試験 ※ 行わない ・ 行う

9. PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材処分

・ 第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及びPCB含有分析の要否を判定する。
採取箇所数 計 箇所
採取箇所 ※図示 ・

・ 第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う
分析回数 計 箇所

・ 除去処理工事
除去範囲 ※ 図示 ・

9 舗装工事

1. 路床

(22．2．2，3，5)（表22．2．1）

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ・B種 ・C種	・図示
	・D種 ・建設汚泥から再生した処理土(G)	・
・凍上抑制層	・再生クラッシャランG ・クラッシャラン	・図示
	・切込み砂利	・
	・砂	
・フィルター層	・砂	・図示
	・	・

安定処理の方法 ・置き換え工法 ・安定処理工法
路床安定化処理用添加材料
種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種(A)
・フライアッシュセメントB種
・路床安定処理土 石灰（ ） ・消石灰（ ）
添加量 kg/＊（目標CBR ・3以上 ・ ）
・ジオテキスタイル
単位面積質量 ・60g/㎡以上
厚さ(mm) ・0.5～1.0
引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上
透水係数 ・1.5×10 cm/sec以上
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う ・行わない
路床締固めの度の試験 ・行う ・行わない
現場CBR試験 ・行う ・行わない
試験

2. 路盤

路盤の厚さ ・図示 (22．3．2，3，5)（表22．3．1）
路盤材料

種 類	
砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
再生材	・クラッシャランG
	・粒度調整砕石G
・クラッシャラン鉄鋼スラグG	
・粒度調整鉄鋼スラグG	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグG	

3. アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 (22．4．2～6)（表22．4．4）
材料及び種類
アスファルト ・再生アスファルトG（・60～80 ・80～100）
・ストレートアスファルト ・アスファルト混合物
骨材 ・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材G
加熱アスファルト混合物の種類
・密粒度アスファルト混合物(13)
・細粒度アスファルト混合物(13)
・密粒度アスファルト混合物(13F)
シールコートの乳剤の種別 ・PK-1 ・PK-2 ・PK-3
試験
アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
舗装の平たん性 ※適行の支障となる水たまりを生じない程度

4. コンクリート舗装

コンクリート舗装の構成及び厚さ (22．5．2～4，6)（表22．5．1，3）

舗装の種類	配位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・ 図 示
	歩行者用通路	・図示	※70

寒冷地の縁部立下り寸法等 ・図示
材料
コンクリート ・標準仕様書表22.5.1による
単強セメント ・使用する ・使用しない
注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ
目地
種類、間隔、構造 ※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による ・図示

5. カラー舗装

(22．6．2～4)

・加熱系カラー舗装
構成及び厚さ ・図示
加熱系混合物の結合材
・アスファルト混合物
・石油樹脂系混合物 顔料の添加量 （ %）
着色骨材 （ ）
自然石 （ ）
・常温系カラー舗装
工法 ・ニート工法 ・塗布工法
着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・

6. 透水性アスファルト舗装

(22．7．2，3，6)

構成 ・図示 ・
材料
骨材 ・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材G （表22.4.1）
（種類 ・60～80 ・80～100）
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
砂の粒度試験（寒冷地の場合） ・行う ・行わない
舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・

7. ブロック系舗装

(22．8．2，3)

・コンクリート平板舗装(G)

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
・普通平板(N) ・透水平板(P) ・保水性平板(M)	・300角 ・	※60 ・	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

クッション材 ・砂 ・空練りモルタル
普通平板は(A)（再生材１料を用いた舗装用ブロック）、透水平板は(G)（透水性コンクリート）とする。
仕上がり面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。
・

・インターロッキングブロック舗装(G)

種類	部位	形状寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/㎟)	備考
※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	車路	・図示 ・	※80 ・	※5.0 ・	表面加工 ・
※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	歩行者用通路	・図示 ・	※60 ・	※3.0 ・	

クッション材 ※砂 ・空練りモルタル
歩行者用通路に使用する普通ブロックは(A)（再生材料を用いた舗装用ブロック）、透水性ブロックは(G)（透水性コンクリート）とする。
仕上がり面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、インターロッキングブロック間の段差は3mm以内とする。
・

・舗石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)
・花崗岩 ・	・割石 ・図示 ・	・	・うろこ張り ・	・コンクリート ・	※70 ・
				・アスファルト混合物	※50 ・

クッション材 ※砂 ・空練りモルタル
仕上がり面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内とする。

注記

変更

月．日			
．		．	
．		．	
．		．	

工事名称
太子町立小中学校体育館屋根断熱パネル設置工事

工事種別

Amax

校閲			担当	製図

図面名称
特記仕様書(2)

設計Ｎｏ．
―

設計年月日 令和8年10月

縮尺 1/100

ファイルＮｏ．

図面Ｎｏ．
A ／ 03

［工事概要］
①断熱パネル設置工事
　1）既設ルーフシェードの撤去
　2）断熱パネルの設置

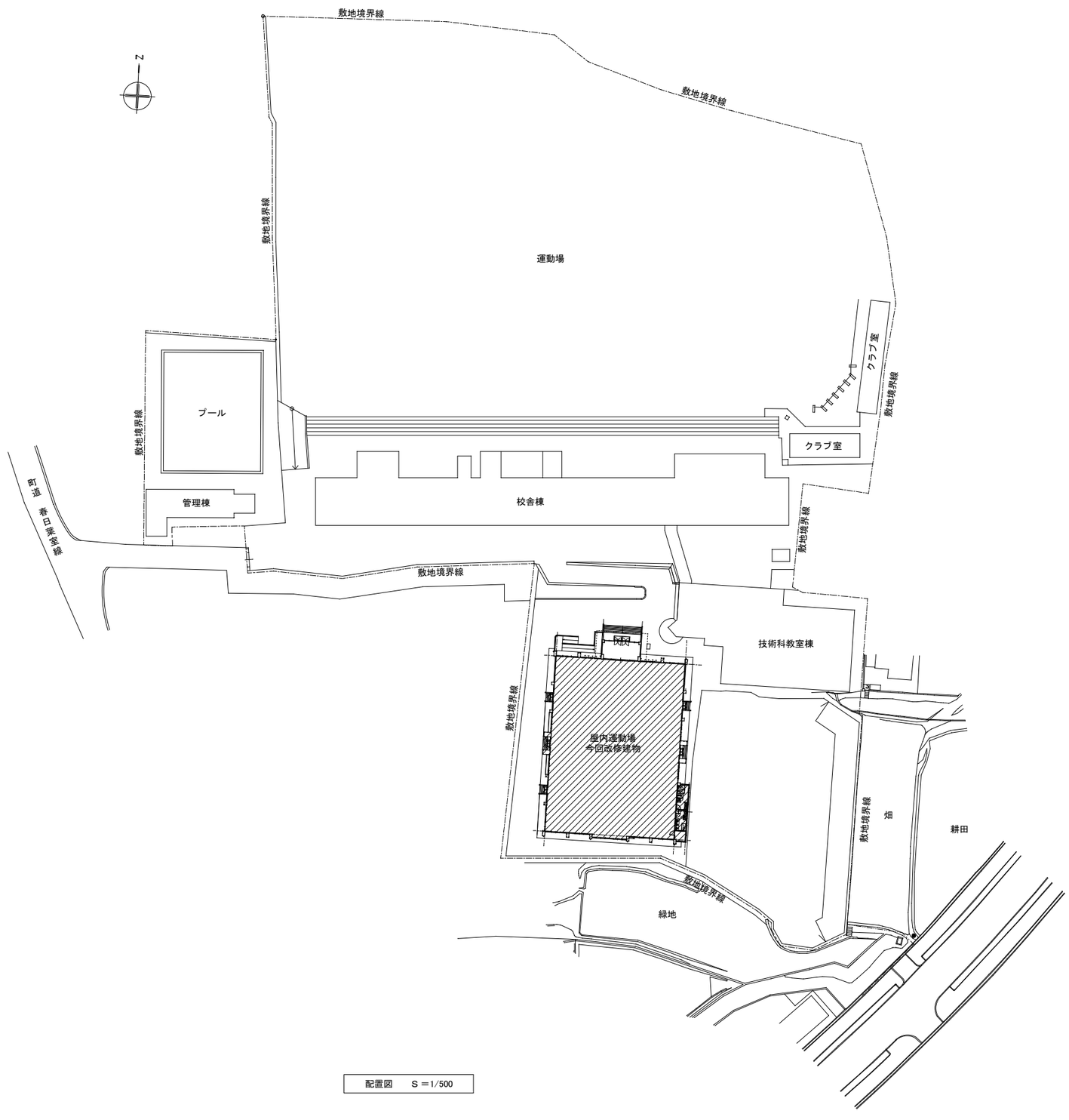
［特記事項］

①現場事務所、資材置き場、工事車両駐車場等は総合仮設計画図の作業区域内に設けること。又、作業区域内で足りない場合は工事業者の責任にて近隣の資材置き場及び駐車場等を借用すること。

②工事に支障のある植栽は撤去、処分すること。

［図面凡例］

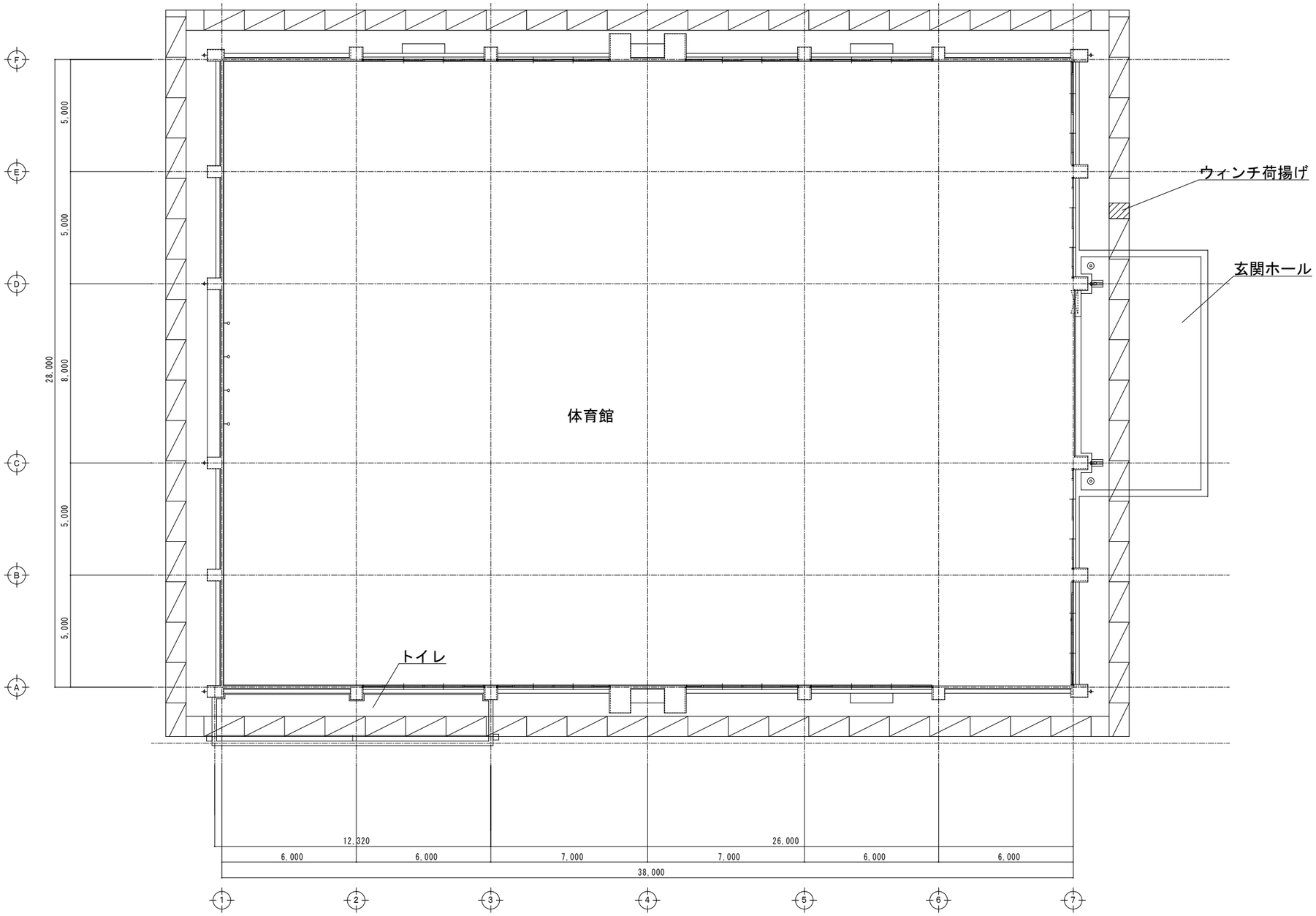
今回改修範囲を示す。



配置図　S＝1/500

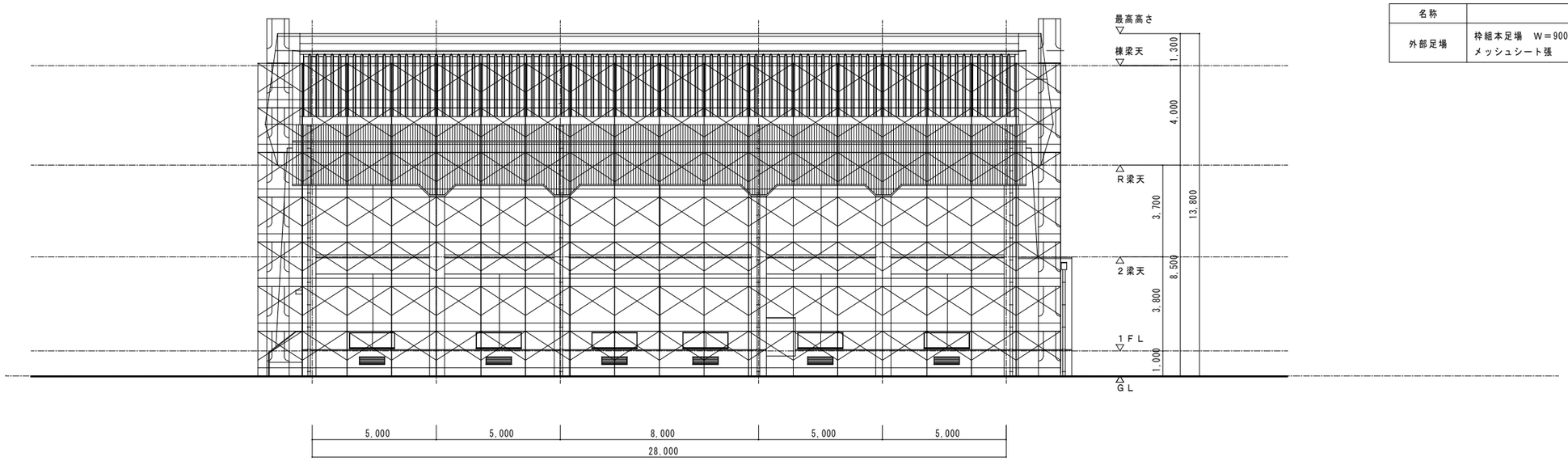
	太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事　設計図	図面名称 工事概要・付近見取図・配置図	縮尺 A1：S=1/500 A3：S=1/1000	年月日 令和8年10月	番号 A ― 04

名称	仕様
外部足場	枠組本足場　W＝900 メッシュシート張り

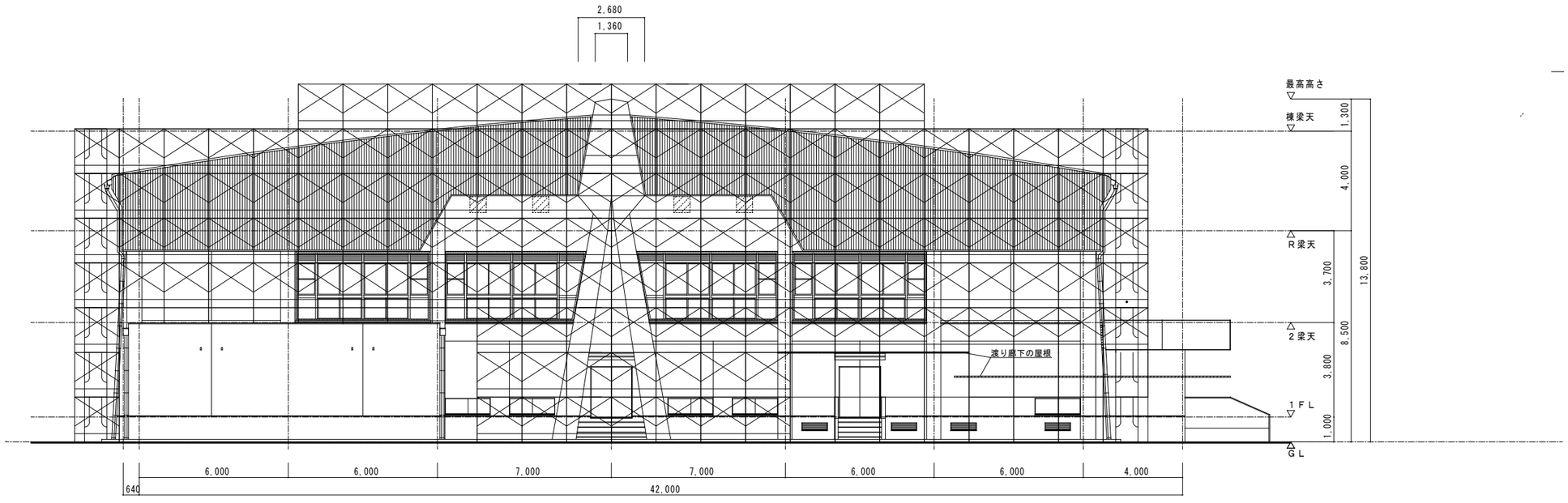


	太子町立中学校体育館断熱パネル取付工事　設計図	図面名称 仮設計画図（2）	縮尺	年月日	番号 A ― 05

名称	仕様
外部足場	枠組本足場　W＝900 メッシュシート張



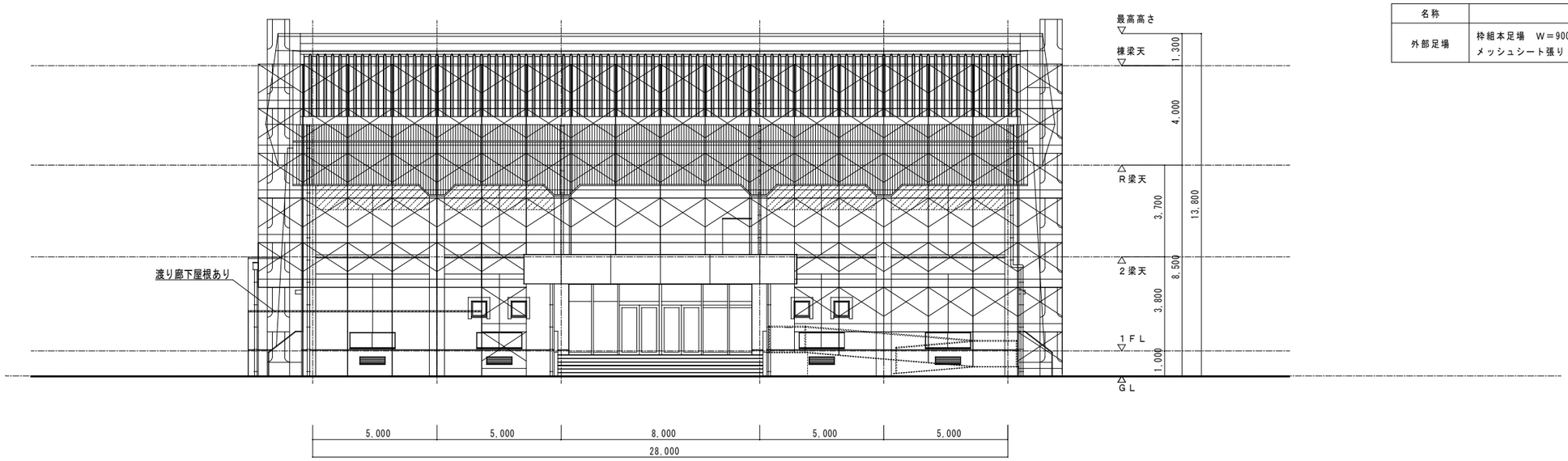
南面



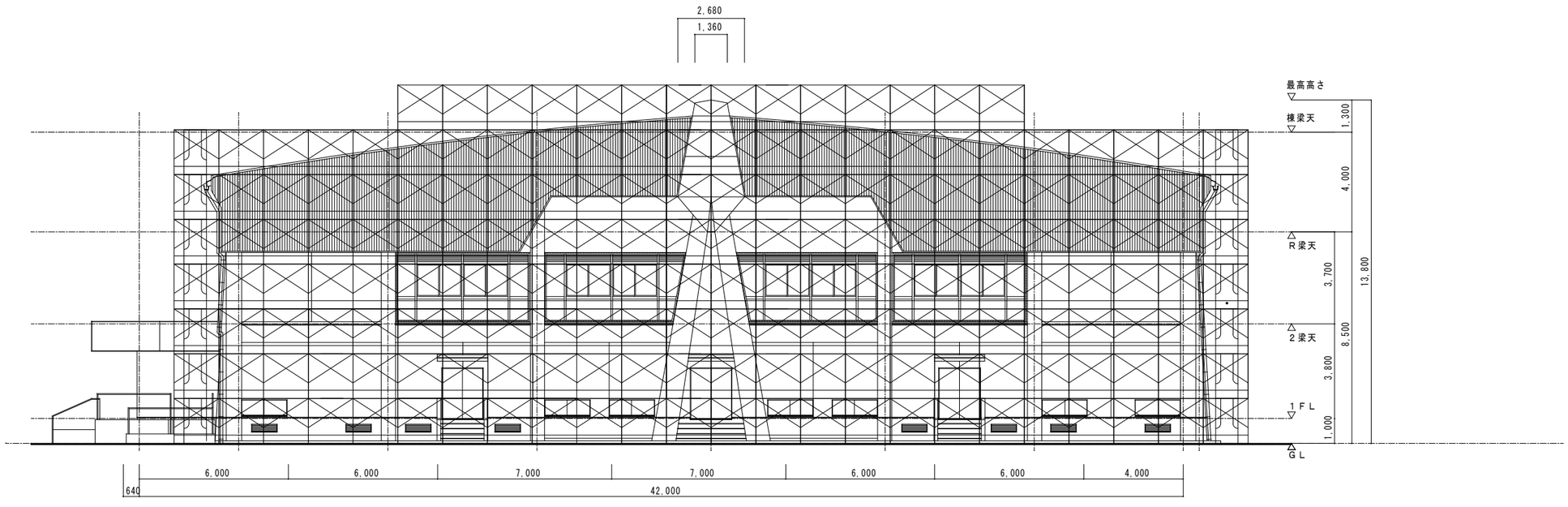
東面

	太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事　設計図	図面名称 仮設計画図（3）	縮尺 1/200	年月日 令和8年10月		番号 A ― 06

名称	仕様
外部足場	枠組本足場　W＝900 メッシュシート張り

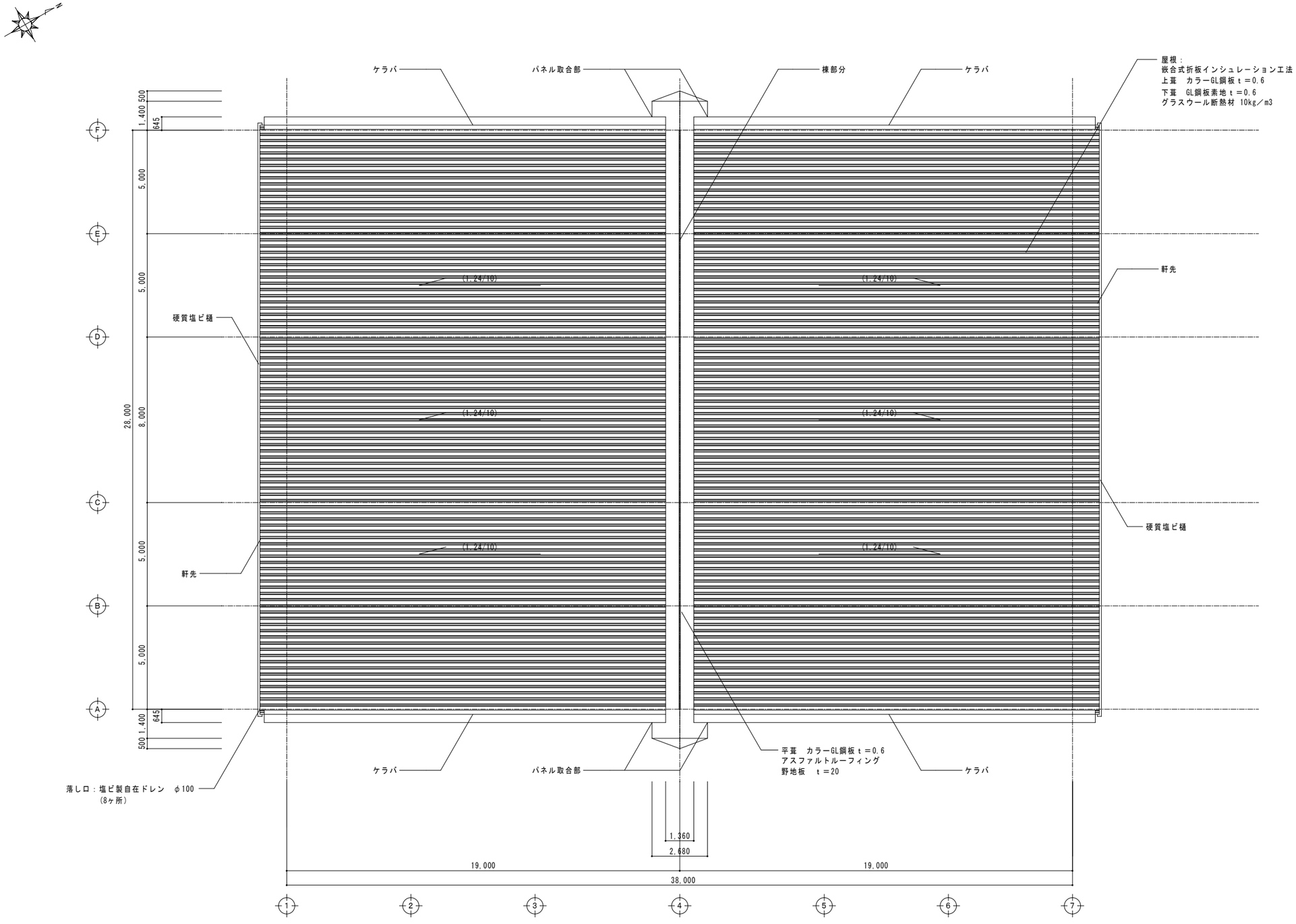


北 面



西 面

	太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事　設計図	図面名称 仮設計画図（3）	縮尺 1/200	年月日 令和8年10月		番号 A ― 07



現況　屋根伏図　S＝1/100

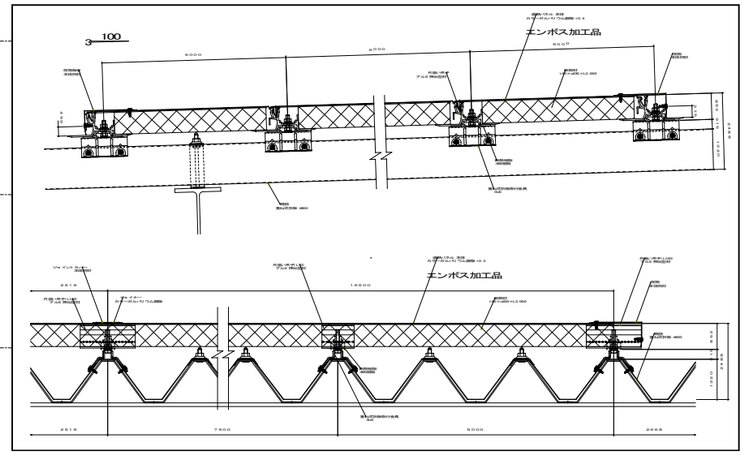
	太子町立中学校体育館屋根断熱パネル設置工事	図面名称 現況　屋根伏図	縮尺 1/100	年月日 令和8年10月		番号 A — 08

屋根：
嵌合式折板インシュレーション工法
上葺　カラーGL鋼板 t ＝0.6
下葺　GL鋼板素地 t ＝0.6
グラスウール断熱材 10kg／m3

○取付パネル詳細

製品仕様	数量	参考品番
断熱パネル	1064.0㎡	元旦ｴｺﾊﾟﾈﾙ
断熱材	1064.0㎡	元旦ﾋﾞｭｰﾃｨｰ(株)
固定金具	1064.0㎡	
役物水切り	188.0m	

〈参考〉標準図　重ね式折板



ケラバ
パネル取合部
棟部分
ケラバ
硬質塩ビ樋
軒先
軒先
硬質塩ビ樋
ケラバ
パネル取合部
平葺　カラーGL鋼板 t ＝0.6
アスファルトルーフィング
野地板　t ＝20
ケラバ
落し口：塩ビ製自在ドレン　φ100
（8ヶ所）

(1.24/10)
(1.24/10)
(1.24/10)
(1.24/10)
(1.24/10)

1,400
500
645
5,000
5,000
8,000
28,000
5,000
5,000
645
1,400
500

1,100
18,320
1,360
2,680
18,320
1,100
19,000
19,000
38,000

F
E
D
C
B
A
1
2
3
4
5
6
7

改修後　屋根伏図　S＝1/100

	太子町立中学校体育館断熱パネル設置工事	図面名称 改修後　屋根伏図	縮尺 1/100	年月日 令和8年10月		番号 A ― 09